

## 第76回神奈川県屋外広告物審議会 意見・質問及び回答

### 1 諮問事項（広告景観形成地区に係る地区基本方針の変更・屋外広告物条例施行規則（別表第4）の改正）について

○すとう天信委員

#### 【意見・質問】

「路線バスの外面を利用するもの」の基準の一部改正に関して、後面のみのラッピング広告の掲出を可能とするための改正とのことだが、こちらは事業者から、側面と後面で異なる広告主への広告面の販売を目的として要望されていたものか。

又、4.2㎡を超える場合でもラッピング広告が可能という事は、側面等に複数の広告主の広告掲載を認めるという事であるのか伺う。

#### 【事務局回答】

従来の基準では、表示面積の合計が4.2㎡を超えなければラッピング形式の広告が掲出できなかったため、4.2㎡を超えない後面のみのラッピング広告の掲出を可能とするよう事業者から要望があり今回の改正に至ったものです。従来から側面と後面で異なる広告主が広告を掲出することは可能であったため、特にそのような要望はありませんでした。

また、側面や後面に複数の広告主の広告掲載を行うことについても、従来から制限する規定はありません。

○市川よし子委員

#### 【意見・質問】

なるべくというあいまい表現を含む規定を削除したことは理解するが、資料1-3の備考にあるように、良好な景観の維持のため市町村や土木事務所の協力をあおぐよう連携を密にすることを要望します。

#### 【事務局回答】

改正後も、当該地区にアーケードを設置する場合には、位置、形状及び規模を統一するなど周囲の景観と調和したものとするよう、許可窓口である県西土木事務所と連携を図り、事業者に対して協力依頼を行ってまいります。

○田中佐知子委員

#### 【意見・質問】

諮問事項－屋外広告物条例施行規則（別表第4）の改正

●別表第4 1 大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区の新旧対照表(案)

1 頁目－「広告塔及び広告板に類するもの」の基準の1項について：

<意見>

上記現行規定を、以下のとおり改訂することを提案します。

「アーケードに設置する場合は、その下端は地上3メートル以上、その面積は0.5平方メートル以内とし、同一商店街においては、~~【削除：なるべく】~~位置、形状および規模~~【削除：を統一する】~~【挿入：が調和したものとなるよう努める】こと。」

<新旧対象表(案)の旧規定>

「アーケードに設置する場合は、その下端は地上3メートル以上、その面積は0.5平方メートル以内とし、同一商店街においては、なるべく位置、形状および規模を統一すること。」

<意見提出の理由>

① 確かに、貴課が削除をご検討中の、「同一商店街においては、なるべく位置、形状および規模を統一（すること）」との箇所は、(ア)「なるべく」が曖昧な表現です。加えて、この箇所が(イ)法的義務なのか努力義務なのかも一読了解ではありません。

(なお、委員自身は、下線部は法的義務ではなく努力義務だと解します。)

② 他方、「備考欄」によれば、「良好な景観の維持という趣旨については変わらないため、事業者に対しては、改正後も可能な限り・・・協力依頼を行う。」とあります。そうであるならば、そうした協力依頼の根拠基準を残しておく方が、事業者側にとっての予測可能性の点からも、また、県側（土木事務所）にとっての協力依頼の行いやすさの点からも、有意だと思います。

③ また、規則6条、別表4の基準（広告景観形成地区における表示の位置等の基準）を、一般的な基準を定めた規則5条、別表3にそろえるべき必然性もありません。

④ そこで、貴課をご検討中の箇所については、(i)そこに規定されている趣旨を残し、(ii)「なるべく」との文言を排し、(iii)法的義務ではなく努力義務を定めた基準であることを明確にする改訂を、上記のとおり提案します（赤文字部分ご参照）。

⑤ なお、当方が提案した改定案において使用した、「調和」の文言は、2つの広告景観形成地区の基本方針に加え、神奈川県景観条例第7条に基づく景観づくりに関する基本方針の「第3 景観づくりに関する施策の基本となる事項、(2) 良好な景観の創造、イ 屋外広告物の規制・誘導など」、景観法のなかでも使用されていました。

諮問事項－広告景観形成地区に係る地区基本方針の変更

●「大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区基本方針の新旧対照表（案）」

3 頁目－「広告塔及び広告板に類するもの」の基準について、上記と同旨の意見です。

【事務局回答】

○ 屋外広告物条例施行規則（別表第4）の改正

良好な景観の維持という趣旨は変わらないため、御提案いただいたように現行の規定を「同一商店街においては、位置、形状および規模が調和したものとなるよう努めること」と改正することについて検討を行いました。以下の理由により、原案のとおりとしたいと考えます。

「努めること」という規定を許可基準の一つに位置付けた場合、申請者が調和するよう努めたかどうかの判断が難しく、行政機関の恣意的な判断を招く可能性があり、許可業務の運用においては不明確な規定となります。さらに、本県の他条例や規則においても許可基準について「努めること」という規定を盛り込んでいる例もないことから、許可基準として設けることは相応しくないと考えました。

また、広告景観形成地区は、良好な景観を形成するためその地域の街並みに合った特別の基準（通常より厳しい基準）を設定する地区であることから、現行の規定を「同一商店街においては、位置、形状及び規模を周囲の景観と調和したものとする」という規定に改正することについても検討を行いました。

地元である大井町の意向も確認し、検討した結果、基本的には商店街の自主性に任せることとし、「調和したものとする」という許可基準は規定しない方針としました。現在、当該地区は市街化調整区域であり、商店街がないことから、今後アーケードが設置される可能性も低いと考えています。

なお、許可基準としては設けませんが、条例第1条でも良好な景観の形成、風致の維持について規定していることから、もし当該地区にアーケードの設置許可申請があった場合には、位置、形状及び規模を統一するなど周囲の景観と調和したものとするよう、行政指導を行ってまいります。

○ 広告景観形成地区に係る地区基本方針の変更

上記と同様の理由により、原案のとおりとしたいと考えております。

2 報告事項（新東名高速道路の一部開通に伴う禁止地域の指定）について

意見・質問なし